

地方公共団体の取組促進に向けた情報提供、普及啓発等に係る

関係府省庁の連携について（案）

適応計画では、「地域での適応の推進」を基本戦略の一つとしており、地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定、普及啓発等への協力を通じ、地域における適応の取組の促進を図ることとしている。

また、同計画では、気候リスク情報等は、各主体が適応に取り組む上での基礎となるものであることを踏まえ、多種多様な気候リスク情報等の収集と体系的な整理を行うための気候変動適応情報にかかるプラットフォームについて関係府省庁において検討を行うこととしている。こうした場において、ダウンスケーリング等による高解像度のデータなど地域が必要とする様々なデータ・情報にもアクセス可能とするなど、地方公共団体が活用しやすい形で情報を提供することが重要である。

適応に関する記載のある環境関係の計画を有している地方公共団体もあるが、限られた地域の気候リスク情報を基に適応に関する一般的な考え方を記載しているにとどまるなど、質・量ともに一層の充実が図られることが重要である。

この背景として、地方公共団体において、気候リスク情報や適応に関する知見・ノウハウの不足、専門知識を持つ職員の不足、組織内での連携体制の未確立等が課題となっていることが挙げられる。

地方公共団体における適応の取組を効果的・効率的に促進するため、平成 28 年秋頃までに本連絡会議の課長級会議において、適応計画で示した地方公共団体関連施策について、関係府省庁が行っている取組の情報を共有し、連携できるものを検討する。その結果を踏まえ、関係府省庁間の連携を図ることとする。

(参考) 気候変動の影響への適応計画 (抄)

第1部 計画の基本的考え方

第2章 基本的な方針

第3節 基本戦略

基本戦略④：地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定、普及啓発等への協力等を通じ、地域における適応の取組の促進を図る。

(地方公共団体に対する協力)

地方公共団体は住民生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえ、地方公共団体が関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策に適応を組み込んでいき、総合的かつ計画的に取り組むことが重要である。他方、多くの地方公共団体が、気候変動の影響が既に現れ適応が必要と考えているものの、影響評価の実施や適応計画の策定まで至っていない。

こうしたことから、地方公共団体における気候変動の影響評価の実施や適応計画の策定及び実施を促進する必要がある。

第3部 基盤的・国際的施策

第2章 気候リスク情報等の共有と提供に関する基盤的施策

気候リスク情報等は、各主体が適応に取り組む上での基礎となるものであることを踏まえ、多種多様な気候リスク情報等の収集と体系的な整理を行うための気候変動適応情報にかかるプラットフォームについて関係府省庁において検討を行う。その際「科学技術イノベーション総合戦略2015」(平成27年6月19日閣議決定)において経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組として位置づけられた地球環境情報プラットフォームの活用も含めて検討する。

関係府省庁は、各府省庁や試験研究機関等が保有するデータベース等の情報基盤を有機的に活用して、気候リスク情報等を各主体が活用しやすい形で提供することに加え、利用者のニーズに応じて影響評価や適応策の立案を容易化する支援ツールを開発・運用すること、また優良事例の収集・整理・提供を行うことに努める。また、これらの取組を通じ、科学的知見と政策立案との橋渡しを行う機能の構築を図る。

関係府省庁は、相互に連携して、気候リスク情報等について、シンポジウムやパンフレット等の刊行物、インターネットなどを通じ、わかりやすく国民各層に伝える普及啓発活動を推進する。

幅広い主体に適応の意義や具体的に取り組むべき行動をわかりやすく伝える人材等の育成を行う。

まちづくり・地域づくりや民間投資の検討に資するよう、様々な規模の外力による浸水想定を作成するとともに、床上浸水の頻度や人命に関するリスクの有無等の災害リスク情報や具体的な被災事例を、地方公共団体、企業、住民等の受け手にわかりやすい形で提示する。また、雨量の増大や河川水位の上昇等の進行に応じた危険の切迫度が住民に伝わりやすくなるよう、これらを早い段階から時系列で提供する。

大規模災害に対する事前の備えや災害時応急対応等の防災施策の円滑かつ適切な実施に資するため、災害発生後速やかに被災地域の空中写真撮影を行い、関係機関に提供するとともに、災害分析の基礎情報として活用するため、国の基本図である電子国土基本図や国土数値情報等の地理空間情報の整備、更新、提供を行う。

〔関係府省庁〕 内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省等

第3部 基盤的・国際的施策

第3章 地域での適応の推進に関する基盤的施策

地方公共団体における適応の取組を促進するため、先行的な適応の取組を実施している地方公共団体において気候変動影響評価の実施や適応計画の策定を支援するモデル事業を行う。また、モデル事業を通じて得られた知見をもとに適応計画の策定手順や課題等を整理してガイドラインを策定し、他の地方公共団体への展開を図る。

地方公共団体等と協力し、例えば、地域の特産品に対する気候変動の影響などの地域固有の情報を収集し、これらの情報も活用して、地域の適応に関する調査研究を推進する。また、地域の住民、NPO、事業者等が有する身近な自然環境の状況等に関する情報について、当該情報を有する主体の協力を得て把握・共有を図る。

第2章で述べた気候変動適応情報にかかるプラットフォーム等において、ダウンスケーリング等による高解像度のデータなど地域が必要とする様々なデータ・情報にもアクセス可能とするとともに、地方公共団体が活用しやすい形で情報を提供する。また、地方公共団体が影響評価や適応計画の立案を容易化する支援ツールの開発・運用や優良事例の収集・整理・提供を行う。

地方公共団体等と協力し、地域のシンポジウムや刊行物等を通じ、地域が直面する気候変動の影響や、一人一人が実践できる適応の取組等に関する科学的・専門的な知見をわかりやすく伝える普及啓発活動を推進する。さらに、様々な人材育成プログラムに適応を組み込むことを推進しながら、地域コミュニティー等において、気候変動の影響や適応に関する知識を有し普及啓発等を行うことのできる人材等の育成を推進する。

地方における気候変化の観測結果や将来予測を定期的にとりまとめ情報を発信する。

地方公共団体等と連携し、温暖化による影響等のモニタリングを行い、農業生産現

場での高温障害など地球温暖化によると考えられる影響及び適応策をとりまとめ、「地球温暖化影響調査レポート」等により情報を発信する。

気候変動や気象災害に関する知識の普及啓発のため、気候講演会や防災気象講演会等を開催する。また、防災知識の普及啓発のため、学校における防災教育の取組の支援、浸水想定やハザードマップの公表の機会を活用した説明会や報道機関等を通じた啓発の実施、河川協力団体や住民等による河川環境の保全等の活動の支援を行う。土砂災害に対する正確な知識の普及のため、実践的な防災訓練や、児童、生徒への防災教育、住民への講習会、地方公共団体等職員等への研修等を推進する。さらに、水の有効利用を促進するために、水の重要性や大切さについて国民の関心や理解を深めるための教育、普及啓発活動等を行う。また、気候変動と生物多様性及び生態系サービスの関係に係る情報の共有と普及啓発を行う。

〔関係府省庁〕 総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省等